

第31回高山市農業委員会議事録

会議の日時 令和4年12月23日（金） 午後1時30分より

会議の場所 高山市役所 地下大会議室

会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報第47号 | 農地所有適格法人の報告等について |
| 日程第 4 | 議第261号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第 5 | 議第262号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 6 | 議第263号 | 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について |
| 日程第 7 | 議第264号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 8 | 議第265号 | 農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について |
| 日程第 9 | 議第266号 | 農用地利用配分計画(案)について |
| 日程第10 | 議第267号 | 農地法施行規則第17条2項の規定に基づく適用農地の指定の解除について |
| 日程第11 | 議第268号 | 高山市農業委員会における高山市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規定について |

○本日会議に出席した委員（議席順）

森田高見、村上博、垣内常宏、下小屋昇、小井戸寿尚、白畑功詞、小坂治重、平井浩成、清水直喜、牛丸和久、野尻真人、村上真由美、内木建治、挾間廣一、鴻巣明久、船坂敏幸、田中君代、川上富之

○本日会議に欠席した委員

上堀昌也

○本日会議に出席した職員等

事務局長：林篤志、事務局次長：水橋靖、畜産課長：本山秀治
農地主事：船坂康博、書記：小洞雅喜、植杉祐貴、農地相談員：木戸脇良昭、
飛騨農林事務所農業普及課：深井雅己

職務代理

ただいまより第31回高山市農業委員会を開催いたします。
本日、2番の上堀委員より欠席報告がありましたので、出席委員は19名中18名で農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。
それでは、会長より挨拶をいただきます。

会長

皆さん、ご苦労様です。
先月末より各地区においてブロック会議を開催しており各委員に出席いただいております。先月の総会に天候の話をしていただきその続きになりますが、北ブロックにおいて国府の果樹農家との話では霜の有無の影響で蜜が入らないとのこと。南ブロックではハウレン草が消えた・・・、また高根町では水稻のヒトメボレが出来たとのことで、いずれも今までにない事で気候の温暖化が大きく影響しているのではと強く感じました。今日の午前中に家族経営協定調印式があり出席をし、7戸の家族が協定を結ばれました。今後それぞれの家庭で若い後継者の活躍を願うところですが、この気候の現実を考えた営農が必要になるのではと思います。
そして案内があったと思いますが、来月1月12日の市長と語る会と懇談会、19日には農業委員と最適化推進委委員の合同研修会が岐阜市で計画されていますので皆さんできる限りの参加をお願いします。

本日の総会及び協議会議題に対しスムーズな審議をお願いしまして、挨拶とさせていただきます。

職務代理

ありがとうございました。
それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。
会長が議長を務め、進行いただきます。

議長

日程第1 議事録署名者の指名について を議題とします。
議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議がありませんので、指名をさせていただきます。
議席番号 11番 牛丸委員と12番 野尻委員を指名します。

議長

日程第2 会期の決定について を議題とします。
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

日程第3 報第47号 農地所有適格法人の報告等について
を議題とします。

事務局の説明を願います。

船坂
農地主事

今回は59法人のうち4法人について報告します。
農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございまして、

- ①法人形態
- ②事業要件
- ③構成員・議決権要件
- ④役員要件

について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。
(各案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有

		<p>無、農地の耕種面積、経営状況を説明) 4件について報告いたします。</p>
議	長	<p>以上、報告のとおり確認しました。</p> <p>続きまして、日程第4 議第261号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について を議題とします。 事務局の説明を願います。</p>
植	杉書記	<p>今回は、6件の上程です。</p> <p>それでは農地法3条の申請の説明に移ります。 本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。</p> <p>(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し地目、面積、権利取得理由、使用貸借・売買・交換の別、貸借にあつては存続期間を説明)</p> <p>以上、6件 田畑 28筆 24,387.00㎡についてご審議をお願いいたします。</p>
議	長	<p>ただいまの件についてご意見等ございませんか。</p> <p>(意見なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定します。</p> <p>続きまして、日程第5 議第262号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。 事務局の説明を願います。</p>
植	杉書記	<p>今回は、3件の上程です。</p>

当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも問題ないことを確認しておりますので報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)

以上、3件 田畑 13筆 4,070.00㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第6 議第263号 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

植杉書記 今回は、3件の上程です。

非農地証明は、農地法に規定された農地または、採草放牧地でない土地であることの証明を行うもので、非農地となってから20年以上経過しており、証明書は公的機関による家屋登記簿や課税証明等です。

(案件について、スライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、認定を求める地目、面積、確認した証明書の種類と記載されている年を説明)

以上3件、ご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、現況農地でないものの証明願に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第7 議第264号 農地利用集積計画の決定について を議題とします。

事務局の説明を願います。

小 洞 書 記 本日は13件の上程です。当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。

(各案件について(受人ごとに)認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間及び新規・更新の別を説明。)

以上、田 畑 原野 65筆 63,375.60 m²についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農用地利用集積計画の決定については、承認といたします。

続きまして、日程第8 議第265号 農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について を議題とします。

事務局の説明を願います。

小 洞 書 記 本日は15件についての上程です。
農地中間管理機構である借人は 貸付候補農用地等リストに基づき
田 畑 現況農地の土地等 41筆 44,624.86 m²について、新規
使用及び賃貸借権を設定するものです。

以上ご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について、承認とします。
続きまして、日程第9 議第266号 農用地利用配分計画（案）について を議題とします。
事務局の説明を願います。

小 洞 書 記 今回は41件についての上程です。
(受人ごとに認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間を説明)
以上、41件についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農用地利用配分計画（案）について、承認とします。

続きまして、日程第10 議第267号 農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく適用農地の指定の解除についてを議題とします。
事務局の説明を願います。

船 坂 本日は1件の上程です。
農 地 主 事 (解除までの経緯や取扱基準を説明)
以上、1件についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づ

く適用農地の指定の解除について、承認とします。

高山市農業委員会における高山市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規定について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

船 坂
農 地 主 事

はじめに、お配りした資料について、送付後総務課との調整があったため、資料の差し替えをお願いいたします。

この条例は先般の市議会で議決されており、詳細については資料にお目通し願います。農業委員会は市の執行機関の一つで、市とは別に規定を制定するものです。DX 推進により、農業政策の推進、書類等の順次オンライン化に寄与します。

(各条項について説明)

この議案が承認されれば、市の条例に伴い、令和5年1月1日から施行します。

議 長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、高山市農業委員会における高山市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規定について、承認とします。

議 長

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれもちまして、第31回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時30分 終了

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

牛丸 和久 委員

野尻 真人 委員
